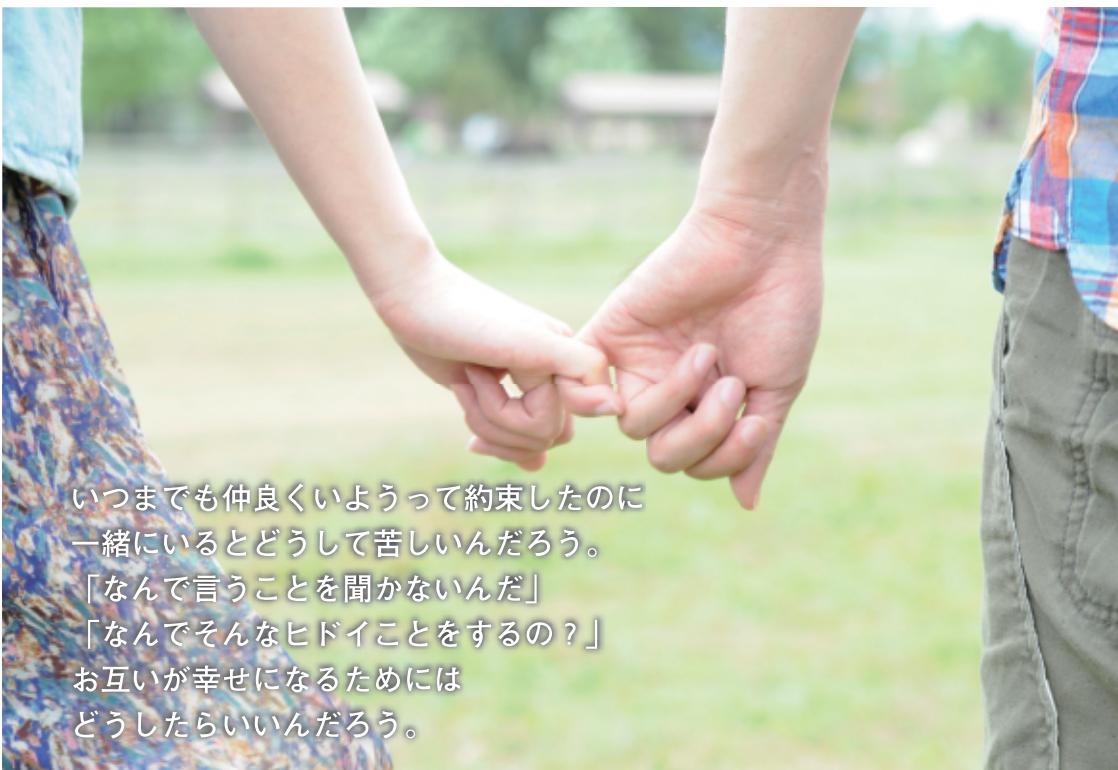


STOP
Domestic Violence

知ってください 配偶者等からの 暴力のこと



いつまでも仲良きいようって約束したのに
一緒にいるとどうして苦しいんだろう。
「なんで言うことを聞かないんだ」
「なんでそんなヒドイことをするの？」
お互いが幸せになるためには
どうしたらいいんだろう。

STOP Domestic Violence

DV(ダメスティック)って？

DV（ダメスティック・バイオレンス）とは配偶者（事実婚や元配偶者も含む）等から繰り返し受ける暴力のことです。夫婦や親密な間柄のどちらか体力や経済力、社会的地位などの優位な立場の人が、弱い立場の人を思い通りに支配し、自分の思いを一方的に満たす手段として暴力を用います。暴力といっても、身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含みます。これらの暴力は単独ではなく、複数が重なり合っている場合が多く、長期にわたって繰り返すことにより支配・被支配の関係が固定化されます。単なる一時的な夫婦げんかとは違うのです。「DV防止法」では被害者の性別を特定していませんが、被害者の多くは女性であり、女性のほうが被害が深刻になりやすいことから、このパンフレットは被害者を女性と設定して作成しました。

身体的な暴力



- ・殴る、平手でぶつ
 - ・足で蹴る
 - ・髪を引っ張る、引きずり回す
 - ・首を絞める
 - ・胸ぐらをしめ上げる
 - ・物を投げつける
 - ・刃物などの凶器を突きつける
 - ・突き飛ばしたり、壁に叩きつけたりする
 - ・階段から突き落とす
- など

精神的な暴力



- ・「殴る」「殺す」などと言って脅す
- ・「言うことを聞け」「口答えするな」と言って従わせる
- ・ドアを蹴る、壁に物を投げつける
- ・大声で怒鳴る
- ・人格を否定するような暴言をあびせる
- ・何時間も説教して眠らせない
- ・何を言っても長時間無視する
- ・大切なものを壊す、または捨てる
- ・交友関係や行動を監視、制限したりする
- ・携帯電話やメールの着信を勝手にチェック、アドレスを消す
- ・「誰のおかげで食べられるんだ」と見下して言う
など

経済的な暴力



- ・生活費を渡さない
- ・外で働くことを妨害する
- ・家庭の収入について教えない
など

性的な暴力

- ・嫌がるのに性行為を強要する
- ・見たくないのにポルノを見せる
- ・避妊に協力しない
など

子どもを利用した暴力

- ・子どもの前で暴力をふるう
- ・子どもへの暴力をほのめかす
- ・子どもを取り上げる
など

STOP Domestic Violence

なぜDVが起こるの？

これまでの歴史の中で築かれ引き継がれてきた女性差別を根底とした「女性は男性に従うべき」という考え方や、「夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方がない」といった暴力容認の考え方、束縛を愛情だとする価値観や、男女の社会的地位の格差や経済格差など、男性優位の社会構造がDVの背景にあるといわれています。

加害者は、自分の思うとおりになるよう力で相手を支配し、コントロールするための手段として暴力を用います。加害者は「俺を怒らせるお前が悪い」「お前が言うとおりにしていれば暴力はふるわなかつた」など、自分の暴力を正当化し被害者を責めます。しかし、暴力はどんな理由があっても許されるものではありません。暴力をふるわれる側に責任はないのです。



DVは身近に起こっている

平成22年度に蕨市が行った「配偶者からの暴力に関する調査」で、様々な暴力の被害経験が「何度もあった」と答えた女性は、身体的暴力が5.6%、精神的暴力が7.6%、性的暴力が3.6%となり、繰り返し暴力を受けている方が多くいることが分かりました。また、交際している若い男女の間でもDVは起こっています。これを「デートDV」といいます。

DVが被害者に与える影響

身体的な暴力によるケガも深刻ですが、心に与える影響はさらに深刻です。心に受けた深い傷は、加害者と離れたとしてもなかなか癒えず、精神的な影響は長く続きます。

- 何ごとにも自信がなくなる
- 集中力がなくなり、忘れっぽくなる
- 疲れやすく、やる気がなくなる
- 感情が麻痺する
- 生きる気力を失う
- 人間関係がうまくつくれない
- 自律神経失调症
- 不眠症
- うつ病
- 心的外傷後ストレス障害(PTSD)

DVが子どもに与える影響

子どもにとっても、その影響は深刻です。DVを見せることも子どもへの虐待であると「児童虐待防止法」では規定されています。

また、DVの起こっている家庭では、親から直接、身体的・精神的暴力を受けていることも少なくありません。さらに、子どもの時に、殴られたり言葉の暴力を受けている様子を身近に見ていると、無意識のうちに感情表現や問題解決の方法として暴力的な手段を使うことと、暴力をふるわれることを容認しがちになります。

このような家庭で育った子どもは、自分自身を大切に思えず自尊感情が低くなる傾向にあります。

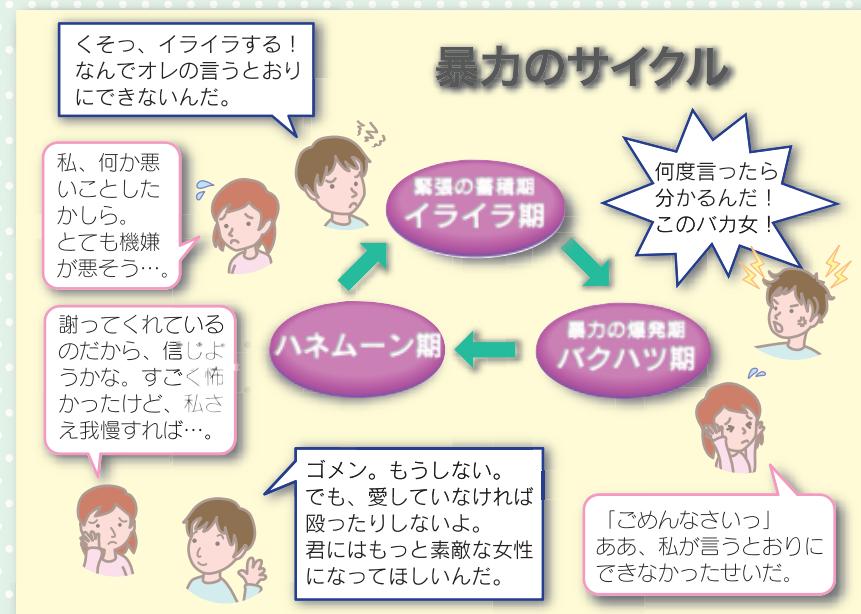


STOP Domestic Violence

なぜ逃げないの？

被害者は「私さえ我慢すれば」と自分に言い聞かせ、次第に力を奪い取られたような状態になっていきます。加害者から「どこまでも追いかけてやる」「逃げたら殺す」など執拗に脅されている場合も多く、離れることはできないと思い込んでいます。このほか下にあるような理由から、離婚を選択したり逃げたりする決心をするのは簡単なことではありません。また、暴力のサイクルに巻き込まれていくことから、逃げられない心理状態になっています。

- 経済的な不安
- 今まで築いてきた人間関係や仕事を捨てることへの不安
- 子どもの就学や将来のことへの心配
- 親や兄弟などへ被害が及んだり迷惑をかけることへの不安
- 「自分がいないと加害者はだめになってしまう」と加害者を心配する思い



DVや結婚観の思い込み

DVに対する偏った思い込みや、「結婚したらこうあるべき」といった社会通念がDVを助長しているとも言えます。

■加害者は精神病やアルコール依存症、金銭的に苦しい人や、もともと乱暴な人が多いのでは？

→ DVは、普通ではない何か事情がある特別な家庭で起こると思われがちですがそうではありません。加害者は年齢や社会的地位、職業、収入も様々です。そして、普段の外での顔はとても穏やかで暴力をふるうように見えない人が少なくありません。

■嫉妬や束縛は愛されている証拠では？

→ 相手のことを自分の所有物のように考えて、自分の思うとおりに行動すべきだとし、相手の行動を監視し、束縛し、嫉妬することは、支配をしているということです。そこには、相手をひとりの人間として尊重する気持ちはなく、愛されているとは言えません。

■夫婦の間では、相手に非があれば少しくらいの暴力は仕方ない。

→ 暴力に寛容な考え方はDVを助長します。相手の非というのは、一方が勝手に決めたことではありませんか？たとえ相手に非があったとしても、暴力をふるっていい理由にはなりません。暴力以外の解決手段を選ぶこともできたはずです。

■加害者はいつか暴力をやめるのでは？

→ 暴力をやめることは、長い間にしみ込んだ価値観を変えることであり、加害者自身が長い時間をかけて努力をしないとその価値観は変わりません。

STOP Domestic Violence

相談を受けた時は

話をじっくり聞きましょう

まずは話をじっくり聞き、被害者を批判したり、暴力を容認したりしないで、ありのままに受け入れてください。

「あなたは悪くない」と伝えましょう

暴力はふるう方が絶対的に悪いのですから「あなたは悪くない」と伝えてください。様々な理由で自分を責めている被害者のつらい気持ちを軽くします。

秘密は絶対守りましょう

相談された内容が加害者に伝わると危険です。相談を受けた人はその内容を被害者の承諾なしに第三者に漏らしてはいけません。

被害者の意思を尊重しましょう

相談を受けた人の意見やアドバイスを押し付けずに、被害者の意思を尊重してください。自分自身で解決方法を決めていくことが、被害者自身の力となります。

こんな言葉かけは
NGです！

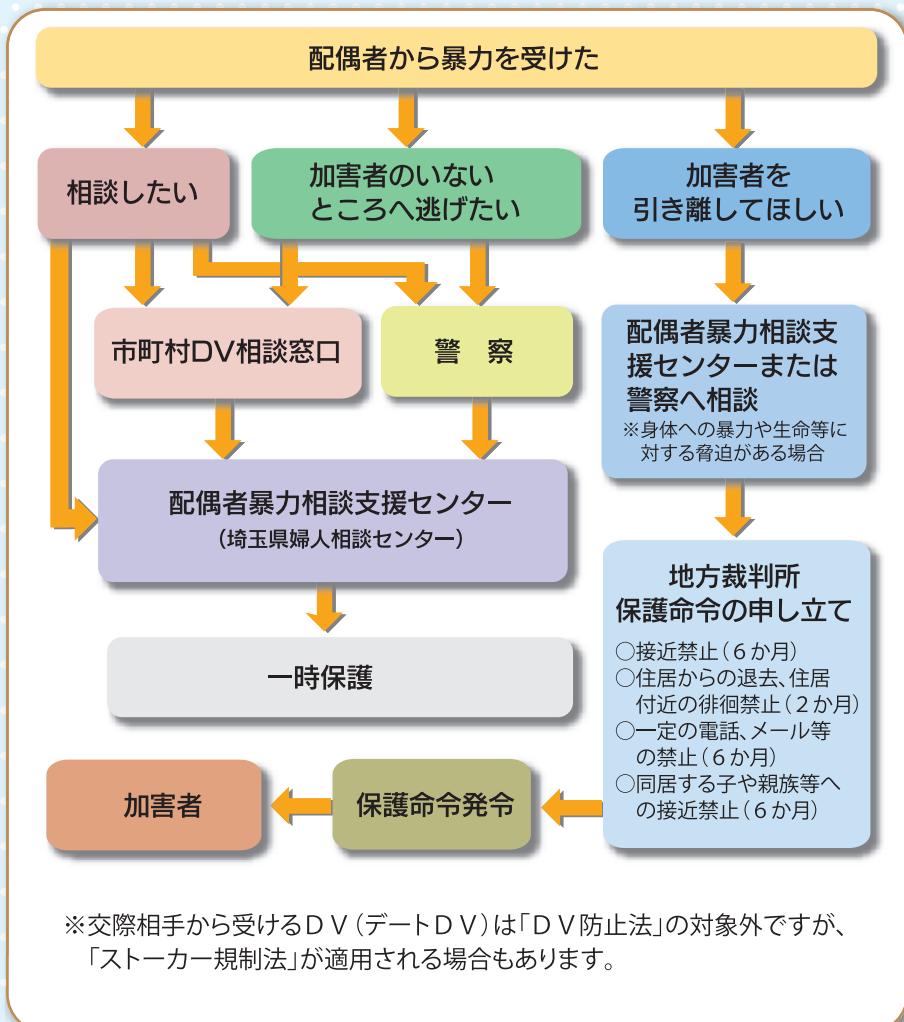
「暴力をふるうにはそれなりの理由があるのでは？」
「好きで一緒になった訳だしあなたが選んだ人でしょ」
「男ってそういうもんだよね」「愛されている証拠よ」

DVを受けているのではないか…と感じたら、「何か困っていることはない？」と声をかけてみましょう。1回で話してくれないかもしれません。DVを他の人に知られたくない、恥ずかしいと感じる方は多いものです。でも、「あなたのことが心配だよ。いつでも相談にのるよ」と伝えてください。DV防止法では、配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。危険だと感じたら、迷わず通報してください。

DV防止法

あなたを守る法律と支援があります

「DV防止法」は平成13年に配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための法律として制定されました。



DVは特別な家庭だけに起こることではなく
の関係があります。支配・被支配のない対等

支配・被支配のある関係

夫：ただいま。なんだよ、まだ夕飯できてないのかよ。

妻：ごめんなさい。今、急いで支度するから。

夫：ばかやろう。夫が仕事から疲れて帰ってくるんだ。飯の用意ぐら
いしておるのが当たり前だろう。

妻：そうだけど、今日は昔の友だちと会っていたものだから遅くなっ
てしまって。

夫：いい気なもんだな。俺が汗水流して働いているときに、俺が稼い
だ金で遊んでるのかよ。主婦業もサボって。

妻：でも、久しぶりに田舎から出てくるから会おうって急に誘われた
もんだから。めったに合えないし。

夫：なんで会う必要があるんだよ。急には会えないって断れよ。勝手
に会う約束なんかするんじゃねえよ。このバカが。

妻：そんな…。

夫：グズグズ言ってねえで、早く飯の支度しろよ！腹へって死にそ
だよ！

妻：ひどい、私だっていつも家事や育児をがんばってるんだから、た
まに友達と会うくらい…。

夫：なにが、がんばってるだ。誰のおかげで生活できると思ってるん
だ。ろくに家事も育児もできないくせに、えらそうなこと言うん
じゃねえ。この役立たずが。

(バシッ、バシッ)

妻：ごめんなさい…ごめんなさい。

夫：このやろう。いつも俺のこと怒らせやがって。二度と口答えなん
かするんじゃねえぞ。

DVのない家庭を目指して

どこの家庭にも起こりうるものです。その根底には支配・被支配な関係は相手を尊重することから始まります。

対等な関係

夫：ただいま。

あれ？今日は、まだ夕飯てきてないの？

妻：うん。急いで支度するね。

夫：いいよ。無理に急がなくても。

妻：ありがとう。

実はね、今日、昔の友だちと会っていたのよ。

夫：へえ、そうだったんだ。

妻：久しぶりに田舎から出てくるから会おうって突然誘われて。

夫：それは良かったね。楽しんでこられた？

妻：うん、楽しかったわ。

それより、あなたが仕事がんばっているときに、私はつかり遊んできちゃったわね。

夫：君だって、いつも家事や育児をがんばってるじゃないか。

仕事も、家事も育児も同じだよ。

いや、むしろ家事や育児の方が大変かもしれないな。

妻：ありがとう。

分かってくれてうれしいわ。

夫：ところで、何かやろうか？

妻：ええ、それじゃ、夕食の支度を一緒にしましょう。

夫：よし、じゃあ、急いで作ろう！

相談窓口

一人で悩まずお電話ください。

●蕨市市民活動推進室

DV相談や市民相談をお受けし、ご相談内容によって法律相談等の専門相談をご案内します。

TEL.048-433-7745

相談日時 月曜日～金曜日8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

●女性の心と生き方相談

フェミニストカウンセラーが、DV相談のほか離婚や家族、仕事の悩みなど、女性の心や生き方にに関する様々な相談をお受けします。電話でのご相談も可能です。

予約制（相談のお申し込みは市民活動推進室へ **TEL.048-433-7745**）

相談日時 第1・2・3・4金曜日13:30～16:30（祝日、年末年始を除く）

●埼玉県婦人相談センターDV相談室（埼玉県配偶者暴力相談支援センター）

DV相談をお受けします。

TEL.048-863-6060

相談日時 月曜日～土曜日9:30～20:30／日曜・祝日9：30～17：00（年末年始を除く）

●With You さいたま（埼玉県男女共同参画推進センター）

DV相談のほか女性の様々な悩みの相談をお受けします。

TEL.048-600-3800

相談日時 月曜日～土曜日10:00～20:30（祝日、年末年始、第3木曜日を除く）

インターネット相談（24時間受付）：<http://www.withyou-saitama.jp/>

●蕨警察署

DV相談をお受けします。緊急の場合は110番をしてください。

TEL.048-444-0110

●さいたま地方法務局（女性の人権ホットライン）

女性の人権に関する様々な悩みの相談をお受けします。

TEL.0570-070-810

相談日時 月曜日～金曜日8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

蕨市は、平成24年2月に「蕨市DV防止基本計画」を策定しました。
この計画に基づき、DV防止のための啓発やDV被害者の支援を行います。

蕨市市民生活部 市民活動推進室

〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15

TEL. 048-433-7745 FAX. 048-434-2233

E-mail:siminsit@city.warabi.saitama.jp

平成24年2月発行